

平成25年度新潟市新津地区勤労青少年ホーム運営審議会議事録

日時	平成25年7月29日(月) 午後1時30分～
会場	新潟市新津地区勤労青少年集会室
出席者	島倉委員, 長谷川委員, 丸山委員, 井浦委員, 小林委員 上田委員, 原委員, 石津委員 計8名
事務局	秋葉区地域課員2名
傍聴者	0名

【内容】

1. 開会

2. あいさつ

秋葉区地域課長

3. 自己紹介

4. 会長, 副会長の選任

会長に長谷川委員, 副会長に上田委員が決まりました。

5. 議事

(1) 平成24年度新津地区勤労青少年ホーム利用状況について

・(地域課員)

勤労青少年ホームは昭和50年に開館し, 30年経過しました。

資料のグラフを見ますと, 昨年度全体で37,854名の利用がありました。この統計は平成17年より勤労青少年と一般の区分がなくなり, 統計上一つにまとまっています。前年度比からみると4千人増となっています。

秋葉区内の他の施設と比較しますと, 1番多いところが荻川コミュニティセンターで, 平成23年度は7万4千人ほどの利用がありました。次は新津駅前の新津地域交流センターで新津中央コミュニティ協議会と新津西部コミュニティ推進協議会が指定管理していますが, 約5万5千人の利用になっています。

3番目にコミュニティ協議会が指定管理している施設で多いのが, この新津地区勤労青少年ホームになります。新津東部コミュニティ協議会が指定管理をしていますが, 秋葉区内は地元のコミュニティ協議会がコミュニティセンターを指定管理しています。

その後が続くのは, 金津と小合のコミュニティセンターで, 約2万2千～2万3千人になっています。そのあとは小須戸地区ふれあい会館で, こちらは山の手コミュニティ協議会が指定管理しています。平成23年度実績で約2万人の利用になります。あとは新関コミュニティセンター。こちらは地元の新関コミュニティ協議会が指定管理をしていますが, 約9千人の利用となっています。

このように見ていきますと, この勤労青少年ホームは開館以来, ある程度固定された利用者もいますが, ここ数年3万5千人前後で推移しています。

次に各施設の稼働率を申し上げたいと思います。昨年度実績で申し上げますと、全体の平均で**46%**になっております。決して数字的には他の施設から見ると低い方ではありません。かなり高いほうになります。

一番多いところだと、体育館でいうと**84%**。ほぼ8割埋まっているということです。その次は料理講習室で**5%**、和室が**44%**、グループ室**22%**、集会室**58%**、音楽室**62%**となっています。こちらの勤労青少年ホームは、非常に利用率の高い部屋となると体育館、そして2階にある音楽室、集会室、和室が高いと思います。なお、全体の利用者数**24年度 37,854**人の利用ですが、その内の約4割が体育館利用になっているということを考えると、勤労青少年ホームは体育館が非常に稼働率が高いという実績になっています。

以上、利用状況についてご説明させていただきました。

・(長谷川会長)

今の説明に対しまして、ご質問等ございましたらお願い申し上げます。

・(原委員)

この利用状況の資料の利用者数は、実際のところ秋葉区の人が使っているのでしょうか。

・(地域課員)

23年度の実績になりますが、概ね全体の9割が秋葉区内の利用者です。秋葉区内の中でもう少し絞ると、旧新津市内の利用者が多いということになっています。

・(丸山委員)

勤労青少年(**25**歳以下)が中心となっていますが、夜間の利用が多いですか。昼間は空いているのですか。

・(地域課員)

勤労青少年ホームの利用実態を実際に見ると、勤労青少年は通常**25**歳以下の人が勤労青少年という形ですが、ほぼ今使っている人は長谷川会長のように開館以来ずっと使っていて年齢を重ねている人が中心になっているようです。定義になっている**25**歳以下の勤労青少年の利用は、団体の利用はほとんどなく、数十人程度の利用となっています。

・(丸山委員)

わりと年齢が上の方の利用が多いということですね。

・(地域課員)

30年ずっと使っている人もいれば、使い勝手が良いということで年齢問わず、どちらかといえば年齢的には中高年の利用者がメインになっていると思います。

・(丸山委員)

最初は**25**歳以下という人達を対象に考えられた訳ですが、**17**年度から勤労青少年が統計上なくなったということは、**25**歳以下の利用が少なくなっているということがわかりました。

(2) 勤労青少年ホーム施設管理について

・(地域課員)

地域課長のあいさつの中にもお話しがありましたとおり、この4月から勤労青少年ホームは指定管理に変わりました。直営管理だったものが指定管理に変わりました。

指定管理というのはどういうものかと言いますと、市で指定管理をお願いする団体、機関に施設の管理を協定書に基づいてお願いするという体制にしたという事になります。4月から指定管理者制度をスタートした訳ですが、新津東部コミュニティ協議会に指定管理をお願いしています。現在の指定管理期間としては、平成25年4月1日から平成28年3月31日、この期間の3年を指定管理者として協定書に基づいて運営管理をお願いしています。

なお、新津東部コミュニティ協議会は、設立が平成19年で小学校区は新津第二小学校区、会長が佐々木富夫さん、主な活動は、コミュニティ協議会の活動として取り組んでいるものになりますが、交通安全教室や新津川除草・クリーン作戦あるいは新津第二小学校と連携した文化展や夏休みわくわく講座等を行っています。次に、指定管理者の業務ですが、現在1階に事務室を構えて指定管理者として業務を行っています。職員体制は全体で7名になっています。事務局長1名、職員は指定管理者で雇用している形になりますが、ローテーションを組んで6名を雇用しています。

それから日常業務については、実際に大きく分けて2つ業務があります。

1つは施設の維持管理になります。この勤労青少年ホーム、直営から指定管理に変わったとしても公共施設であることには変わりはありません。実際に維持管理する業務も直営管理とほぼ変わらない管理になっています。

2つ目は利用の受付・許可になります。利用申し込みがありますと、指定管理者で受付並びに許可証の発送、それと毎月秋葉区地域課に実績報告を提出してもらっています。利用人数の記録、利用者への休館日、催し物の情報提供、実際公共施設として使っているかどうかといったものの指導・注意。さらには皆様からいただいた個人情報をしっかり管理する、こういったものを利用の受付・許可として行っております。

3番目の予算ですが、指定管理になることで新潟市から指定管理者の新津東部コミュニティ協議会に指定管理料を支出することになっています。指定管理料の中には、職員の雇用に関わる人件費、施設を維持管理するのに必要な光熱水費、さらには委託料、どうしても建物の設備・機械・機器のメンテナンス、保守点検が発生しますので、そちらへ委託料を指定管理料として新津東部コミュニティ協議会へ支出するという形で、主に施設の維持管理に使用しているということです。続きまして、新津地区勤労青少年ホームまちづくりセンターイメージということで、昨年度の運営審議会でもご説明させていただいた内容です。新津地区勤労青少年ホームという建物がありまして、それを地域活動の拠点として地元コミ協に指定管理をお願いして、勤労青少年ホームとしての部分と合わせまして、まちづくりセンター、地元の地域の活動拠点として施設を利活用していただくイメージとなっております。

現在4月に指定管理者に移行しまして、今のところ指定管理者による施設の維持管理を中心に、傾注して取り組んでいるところです。

また、新津東部コミ協さんが指定管理してここに事務所を構えていますので、今後地域の活動拠点として施設を利活用した地域活動に取り組んでいけるのではな

いかと思います。これがまちづくりセンターの全体のイメージ図になっております。

以上で施設管理についてご説明を終わらせていただきます。

- ・(長谷川委員)

今の説明に対しまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

どなたもございませんので、次に進めさせていただきます。

(3) 意見交換

- ・(長谷川委員)

次の議事は意見交換ということですので、施設の運営に関する事など意見がありましたら、お願いいたします。

施設の運営というのは、ここの場所の運営の仕方についての意見でよろしいですか。

- ・(地域課員)

例えば、実際に使っている上で施設の使い方とか管理とかそういったご意見です。気付いたことなど何でも構いません。

- ・(小林委員)

以前に私たちも市にお願いをして、申込み日をもう少し長期間にしてもらいたい。今は毎月、利用のお願いをしているのですが、半年とか、できれば1年とかで申し込みをぜひやっていただきたいと希望します。毎月1日の申し込みですが、仕事の都合などで出来ないこともあるので、できることなら長期間の契約をさせてもらえればありがたいと思います。

- ・(地域課員)

他の施設、コミュニティセンターを調べてみました。申し込みの方法は施設によってまちまちです。ちなみに駅前の地域交流センターは3ヶ月前の1日からです。多い場合は抽選という形をとっています。

この勤労青少年ホームが1ヶ月前になったという経緯は、昨年度地域課のほうで回答させていただいていますが、ただ一方で、施設の使いやすさそういったもので、申し込みの方法が今の形でいいかどうか、指定管理者等含めてご相談させていただきたいと思います。

- ・(小林委員)

申し込みでなくて、申し込みが毎月なのを半年か一年に一気に、毎週金曜の夜に音楽室を貸して下さいという意味です。

- ・(地域課員)

そうなりますと、他の利用者との兼ね合いもあります。必ずそこは他の利用がないのでしょうか。

- ・(小林委員)

今までは前の責任者の方から、楽器を使うのは防音の音楽室が優先ですといわれていて、いつもダンスと一緒になるのですが、私たちのほうを優先させて使わせ

てもらっています。今まで誰かとバッティングしたことはないです。市の行事以外で断られたこともないです。

・(丸山委員)

音楽関係の人達の音楽室の利用頻度がどうなのでしょう。バッティングすることもないということであれば、時間的に先程言った3ヶ月に1回とか、そういった形でやったほうが良いと思います。もし複数の団体から申込みがあるようでしたら、年度初めでも半年に一度でもいいので、団体同士でどういう風な使い方をするのか話し合いをする形が良いと思います。特に働いている方が多いし、夜になかなか電話ができないという方がたくさんいるので、便宜を図ったほうが良いと思います。

・(地域課員)

先程稼働率でご説明したとおり、音楽室はだいたい6割で、体育館は8割ということで数字的にはどちらとも他の施設より低くはないと思います。もし仮に、申込方法をお話しした形にするとすれば、特定の団体、特定の部屋だけではなくてルールとしては、一斉に公平にしないといけないと思います。

・(小林委員)

中央区のほうは、1年間通して予約できる場所があります。

・(地域課員)

公民館がそうです。新潟市の公民館ですと、コマは決まっていますが1年間押さえられるという登録制をするというのがあります。

・(丸山委員)

使う頻度の問題があると思います。今、60%と言いましたが、その60%はどの団体が、あるいは一般のどういう人が使っているのかを考えないと、頻度だけの問題ではない気がします。

・(地域課員)

60%がほぼ利用団体なのか、あるいは一般の人と定期の人と不定期の人が混ざった60%なのかで全然違ってきますので、そこは調べたいと思います。もしかしたらこの60%なりほとんどが、毎週決まっている団体かもしれないです、それであればまた話しが違ってくる気がします。

・(井浦委員)

我々が急に利用しようと思っても、長期で予約を取られていると使いたくても使えないというような状況が出てくるからそうしないのだと思いますが、使用頻度が80%や90%でなく、60%や50%でそんなに高くなければ臨機応変に、公平でなくても利用者が使いやすいようにしたほうが良いのではないかと思います。

・(島倉委員)

私たちはここで体を動かしていますが、季節によっても違いますけど滑ったりするとよくないので雑巾などが必要です。ここで用意してくださるのか、どうなのでしょう。

- (地域課員)
利用者が用意するのか、施設が用意するのかということですね。
- (島倉委員)
靴を湿らせると滑らないので。施設に雑巾がありますがだいぶ色が変わっています。そういう消耗品を気持ち良く使えるように配慮していただけたらと思います。
- (地域課員)
わかりました。
- (上田委員)
私は食推で調理室を使います。いろいろなところの調理施設を使いますが、ここが一番調理室の内容が不足しています。例えば、20人くらいの場合だと間に合うのですが、40人以上になると20人以上の人が足りなくなり、食推が足りない器具を持ち込みしないと調理実習ができないということがあります。
ふきん関係は全部自前で持ってきています。食器棚の中にあるような物は、消耗品ではないので用意していただけたらありがたいと思います。よろしくお願いします。
- (島倉委員)
CDラジカセとか置いてあると思うのですが、すぐに鳴らなくなったりするのでメンテナンスをしていただけたら。今はコンパクトなものもあると思うのですが、ここに備え付けのものはだいぶ大きくてずいぶん前のもののような気がします。
- (井浦委員)
記憶があいまいなのですが、学生（中学生、高校生）は夜に利用できたでしょうか。勤労青少年ホームということで働いていないとダメだと聞いたような記憶がありまして。
- (長谷川委員)
サークル活動をやっているものとしては、代表者の年齢が達していれば、実際に私どものところには小学生の子供さんも来て一緒にバトミントンをやったりしていますので、なんら問題はないと思います。何も言われた事もないので大丈夫かと思います。中学生、高校生、いろいろな方が来ていますので、全く問題なくやらせてもらっていました。学生が直接借りるというのは難しいと思いますが、メンバーとしているのは問題なく、大丈夫です。
議事は以上とさせていただきます。

6. 閉会